

環境影響評価書案

新海面処分場建設事業

平成 5 年 10 月

東京都

1 総括

1-1 事業者の氏名及び住所

氏名：東京都 代表者：東京都知事 鈴木俊一

住所：東京都新宿区西新宿二丁目8番1号

1-2 対象事業の名称

事業の名称：新海面処分場建設事業

事業の種類：埋立て

1-3 対象事業の内容の概略

本事業は、廃棄物等の最終処分場を確保するため、現中央防波堤外側廃棄物処理場の南側水域に新たな海面処分場を整備するものである。

事業の概要は、表-1.3.1 に示すとおりである。

表-1.3.1 事業の概要

名 称	新海面処分場（仮称）	
位 置	中央防波堤外側廃棄物処理場南側水域	
規 模	埋立面積	約480ha
	埋立処分量	約12,037万m ³ 一般廃棄物 3,466万m ³ 上水スラッジ 96万m ³ 下水スラッジ 725万m ³ しゅんせつ土 4,560万m ³ 産業廃棄物 290万m ³ 建設残土 2,900万m ³
規 模	護岸延長	約13,884m { 外周護岸 6,498m 中仕切護岸 7,386m
工 事 期 間	護岸建設工事：平成7~17年度 廃棄物等の埋立処分：平成8~22年度	

1-4 環境に及ぼす影響の評価の結論

地域の概況と事業の内容を考慮して予測・評価項目を選定し、現況調査及び環境に及ぼす影響の予測と評価を行った。

評価の結論は、表-1.4.1に示すとおりである。

表-1.4.1 環境に及ぼす影響の評価の結論

予測・評価項目	評価の結論
1. 大気汚染	廃棄物等の埋立処分に伴う搬入車両の走行により発生する寄与濃度(二酸化いおうSO ₂ 、一酸化炭素CO、二酸化窒素NO ₂)は小さい。また、護岸建設工事・埋立処分に伴う建設機械・船舶の稼働による寄与濃度も小さく、影響範囲は主に海上の狭い範囲に限られることから、影響は少ないと考える。
2. 悪臭	廃棄物等の埋立処分時における検知閾値濃度以上の悪臭濃度の範囲は、事業区域周辺の一部に限られることがから、影響は少ないと考える。
3. 騒音	廃棄物等の埋立処分に伴う搬入車両の走行による道路交通騒音の増加の程度は小さい。また、護岸建設工事・埋立処分に伴う建設機械・船舶による建設作業騒音は、周辺地域で現況測定値とほぼ同程度であることから、影響は少ないと考える。
4. 振動	廃棄物等の埋立処分に伴う搬入車両の走行による道路交通振動の増加の程度は小さいことから、影響は少ないと考える。
5. 水質汚濁	埋立地が有る場合と無い場合とを比較した水質濃度(COD、DO、T-N、T-P)変化の程度は小さいため、影響は少ないと考える。 護岸建設工事及び廃棄物等の埋立処分に伴う濁りの影響は、工事区域境界で11mg/l以下で評価の指標を下回るため、影響は少ないと考える。
6. 水生生物	護岸建設工事、廃棄物等の埋立処分に伴う濁りの影響及び埋立地出現による事業区域周辺の流況、水質の変化の程度は小さいので、水生生物の生息環境は維持されるものと考えられる。また、埋立地出現に伴い生息域の一部が消失するが、外周護岸の構造を活かしながら、護岸前面をできるだけ緩傾斜や浅瀬にする等水生生物の生息環境の創出を図るために、水生生物への影響は少なくなるものと考える。

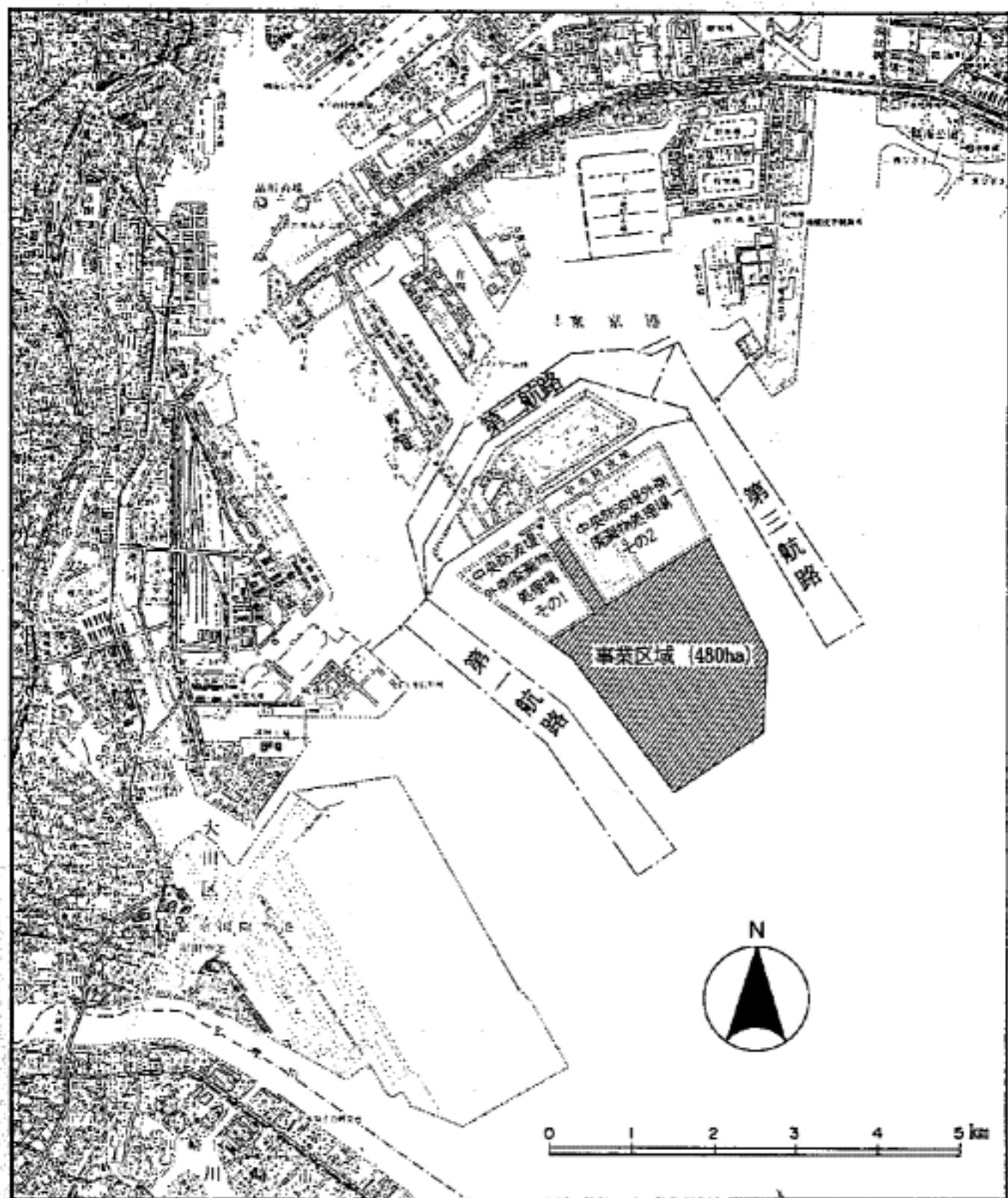


図-2.2.1 事業区域

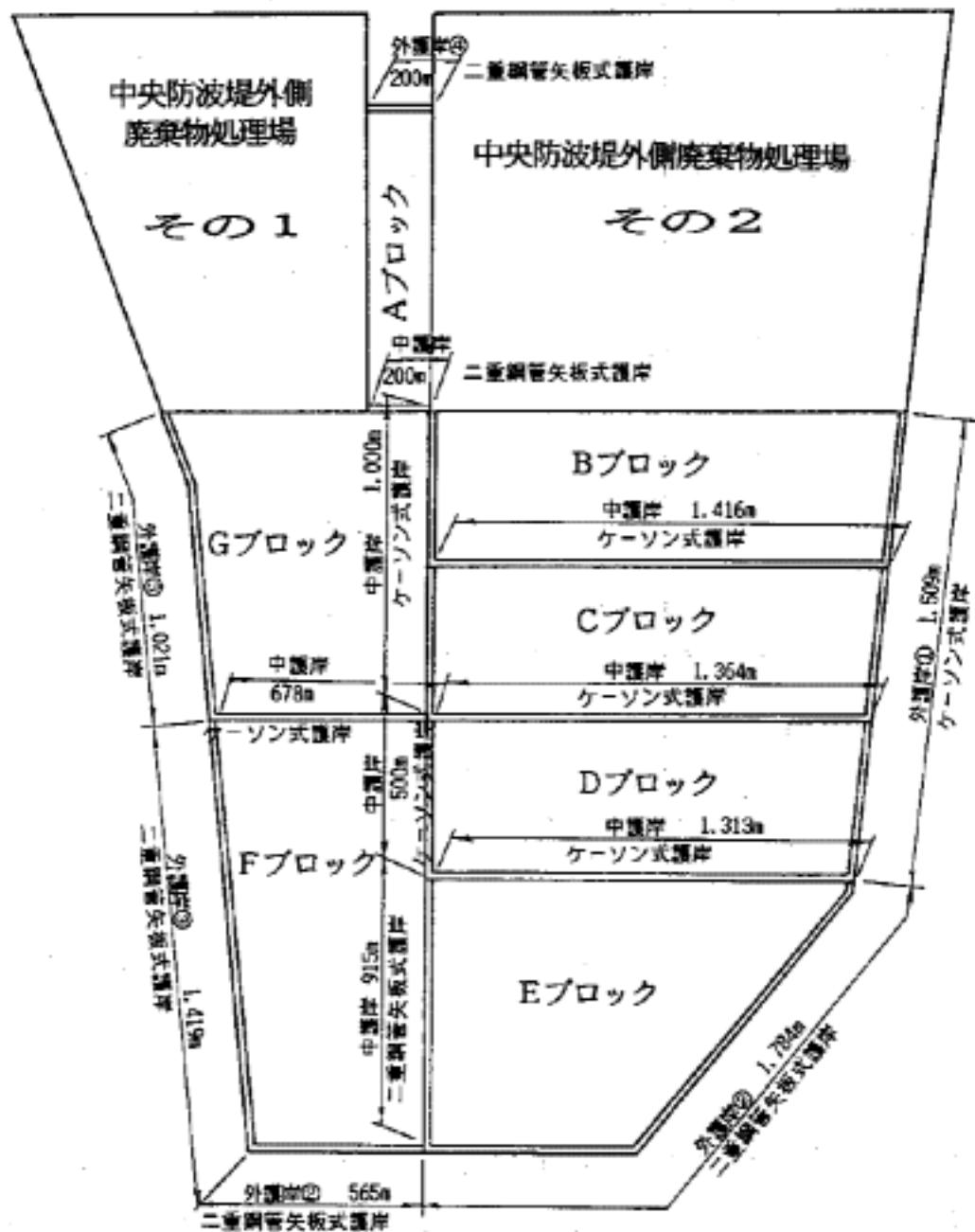


図-2.2.2 護岸名称図